

○運転免許の効力の仮停止等に関する事務処理要領の全部改正について（例規）

平成21年5月29日

佐本運免発第82号

改正 平成29年3月佐本交企発第40号・佐本交指発第59号・佐本運免発第74号、令和3年3月佐本務発第288号

運転免許（以下「免許」という。）の効力の仮停止及び自動車等の運転の仮禁止（以下「仮停止等」という。）制度については、運転免許の効力の仮停止等に関する事務処理要領の制定について（平成7年佐警本例規（免）第1号）により、事務処理要領を定めているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）の施行に伴い、別紙のとおり事務処理要領の全部を改正し、本年6月1日から実施することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

別紙

運転免許の効力の仮停止等に関する事務処理要領

第1 目的

この要領は、免許の仮停止等に関する事務について、制度の趣旨に照らし、その迅速適正な処理を図るため事務取扱の基準を示すものである。

第2 対象事故事件の捜査

1 現場臨場

死亡事故事件については、仮停止等に該当する機会が多いことから、死亡事故の発生地を管轄する警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）が現場に臨場して、事件の真相究明に努めること。ただし、署長等がやむを得ない事情により現場臨場できない場合は、署長等が指名した警部補以上の階級にある警察官が現場臨場すること。

2 本処分に関する関係書類の作成

署長等は、実況見分等の結果によって、当該事故事件が仮停止等に相当する事案であると認めるときは、直ちに当該事故事件が迅速適正に処理されるよう必要な措置を講じ、おおむね、事故発生後（交通事故の救護義務違反にあつては、被疑者の検挙後）48時間以内において、本処分に関する関係書類の作成が行われるようにすること。

3 免許事実の確認

仮停止等に相当する交通事故を起こした者の中には、故意に、免許を受けていること又は免許内容を偽るものがあると思われるので、事故処理に当たっては、必ず免許事実

を確認するようにすること。

第3 事実の認定

1 違反行為に関する事実認定

仮停止事案の多くは、非現認の事故事件であるから、違反行為に関する事実認定に当たっては、実況見分を入念に行う等により、事案の真相を適確に把握しておくこと。

2 因果関係の究明

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第103条の2第1項第2号及び第3号は、一定の「違反行為をし、よって交通事故を起こし」たことをその処分理由としており、違反行為が直接又は間接の原因となって交通事故が起きたこと、換言すれば違反行為と交通事故との間に何らかの因果関係が存在することを要件としているので、事実認定に当たってはこの関係の究明に努めること。

第4 処分の決定

1 報告、連絡

(1) 署長等は、仮停止等をしようとするときは、あらかじめ運転免許課長（以下「免許課長」という。）に事案の概要及び処分を必要と認める理由を電話報告し、処分についての意見を聴いた上で処分を決定すること。

(2) (1)の報告を受けた免許課長は、仮停止等をしようとする者の住所地が他の公安委員会の管轄区域内にある場合は、直ちに(1)の報告事項をその者の住所地を管轄する公安委員会に電話連絡すること。

(3) (1)及び(2)の報告、連絡は、別添の仮停止事案発生即報要領によって行うこと。

2 処分決定上の留意事項

(1) 被害の程度又は責任の度合いが軽微で、明らかに軽い本処分に相当すると認められる事案については、仮停止等を行わず、速やかに本処分が行われるよう手続きをとること。

(2) 仮停止等の処分事由に該当した者が負傷又は病気等のため、明らかに仮停止等の期間内に自動車等を運転することがないと認められる場合は、仮停止等を行わず、速やかに本処分が行われるよう手続きをとること。

第5 被処分の者の運転車両に対する措置

1 仮停止等を受けることとなる者が運転していた車両を交通事故の現場から警察署その他の場所に移動する場合は、仮停止制度の趣旨にかんがみ、その車両は当該処分を受けることとなる者以外の者に運転させるようにすること。

- 2 仮停止等を受けた者の運転していた車両は、運転資格を有する引取人が来るまでは、警察署その他の適当な場所に一時保管しておかなければならないので、あらかじめその保管場所について対策を講ずること。

第6 免許証等の保管及び返還

- 1 仮停止等をした事案について、本処分が行われるまでの間における免許証、国際運転免許証及び外国運転免許証（以下「免許証等」という。）の保管は、当該免許証等の送付を受けた運転免許課において行うこと。
- 2 仮停止等の期間内に処分を受けた者が公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更した場合における変更後の住所地を管轄する公安委員会への法第103条の2第6項（法第107条の5第10項において準用する場合を含む。）の規定による処分移送通知書並びにその際における仮停止通知書又は仮禁止通知書及び免許証等の再送付は、当該仮停止等の期間内に法第94条第1項の規定による住所変更に関する免許証の記載事項の変更届出があったとき又は国際運転免許証及び外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を所持する者から住所を変更した旨の通知があったときに限り行うようにすること。
- 3 署長等は免許証等の提出を受けたときは、提出をした者に対して、次のことを教示しておくこと。
 - (1) 仮停止等の期間内に、本処分が行われなかった場合は、免許証等の返還は、運転免許課で行う。
 - (2) 仮停止等の期間内に公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更した場合は当該期間内に速やかに法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更届出(国際運転免許証等を所持する者にあつては、仮禁止をした署長等に対して住所を変更した旨の通知)をすべきこと及びその届出(通知)を怠ったときは、免許証は事案発生時の住所地の警察本部行政処分担当課で返還することになる。

第7 弁明の機会の付与

- 1 法第103条の2第2項（法第107条の5第10項において準用する場合を含む。）の規定による弁明の機会の付与は、仮停止等の処分通知書によって行うこととしているが、当該処分通知の際には、重ねて弁明の機会のある旨を口頭で説明するとともに、併せて次の事項を教示しておくこと。
 - (1) 弁明は、特別な事情がない限り、警察署等で行う。
 - (2) 弁明は、あらかじめ指定した日までの間に行う。ただし、特にやむを得ない事情

があれば、弁明の日時を変更することができる。

(3) 弁明は、口頭による弁明に代えて弁明書を提出して行うことができる。

2 仮停止等を受けた者又はその代理人から口頭による弁明が行われたときは、署長等の指名した警察職員は弁明書を作成すること。

3 署長等の指名した警察職員が弁明を録取した場合には、速やかにその内容を署長等に報告させること。

4 署長等は、仮停止等を受けた者又はその代理人の弁明の内容を審査した結果、仮停止等を行うことが適当でないと認めたときは、あらかじめ警察本部長の指示を受け、その処分を取り消すこと。

この場合には、当該処分を受けた者に対し、速やかにその旨を通知するとともに、提出されている免許証等を返還すること。

第8 仮停止通知書等の送付

1 仮停止等をした署長等が仮停止通知書又は仮禁止通知書及び当該処分を受けた者から提出を受けた免許証等（以下「仮停止通知書等」という。）を処分を受けた者の住所地を管轄する公安委員会に送付するときは、次によること。

(1) 送付先が佐賀県公安委員会である場合、仮停止通知書等と当該事案に係る本処分の関係書類を併せて送付すること。

なお、本処分の関係書類のうち、行政処分処理原票については、事務の簡素化を図るため、第4の1による仮停止事案発生即報をもって代えることができるものとする。

(2) 送付先が他の公安委員会である場合、仮停止通知書等と当該事案に係る佐賀県公安委員会から関係公安委員会あての行政処分関係書類送付書及びその添付書類を併せて、仮停止等をした署長等から関係公安委員会あて直送すること。

2 仮停止通知書等の送付は、次によること。

(1) 送付途中において、免許証等が紛失することのないよう配慮すること。特に他の公安委員会に送付する場合は、必ず書留速達郵便にすること。

(2) 送付手続きは、仮停止等の決定をしたときからおおむね3日以内に行うこととし、送付先が他の公安委員会である場合は、原則として当該事案に係る本処分の意見の聴取期日の5日前までに到着するように送付すること。

なお、他の公安委員会に送付する場合において、書留速達郵便によっても、所定の期日までに到着することが困難と認められる場合は、意見の聴取準備に必要な事項を別途模写電報及びファックスによって通報する等便宜措置を講ずること。

第9 警察庁情報処理センターに対する登録手続

- 1 仮停止等をした署長等から第4の1による報告を受理した運転免許課は、直ちに保管している免許台帳（他都道府県の者については、関係都道府県警察に照会する。）によって、仮停止等を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証番号を確認し、当該事案について事故登録票を作成し、速やかに事故登録を行うこと。
- 2 事故登録に伴う警察庁情報処理センターからの点数通報を受理した場合に、仮停止等を受けた者の住所地が他の公安委員会の管轄区域内にあるときは、直ちにその者に係る点数通報書を他の行政処分関係書類とともに住所地を管轄する公安委員会に送付すること。なお、住所地を管轄する公安委員会において、急を要するときは、当該事案の事故登録が行われた直後に、その者について違反事実照会を行い、その回答に基づいて意見の聴取準備を行うようにすること。

第10 意見の聴取の期日及び場所の通知

仮停止等事案に係る本処分は、原則として意見の聴取該当事案となるので、仮停止等の期間内に本処分を行うためには、その期間内に意見の聴取が行われるようにする必要がある。そのため、意見の聴取の期日及び場所については、次により速やかに通知すること。

- 1 意見の聴取を行う公安委員会が佐賀県公安委員会である場合
 - (1) 免許課長は、第4の1による報告を受けた事案が意見の聴取該当事案であると認めるときは、直ちに意見の聴取の期日及び場所を決定し、当該報告をした署長等に対し、被処分者に対する意見の聴取通知書（別記様式）の交付方を指示すること。
 - (2) 指示を受けた署長等は、意見の聴取の期日及び場所等所要の事項を記載した意見の聴取通知書（正副2通）を作成し、仮停止等の処分通知の際に、当該処分を受けた者に意見の聴取通知書（正本）を交付して意見の聴取の期日及び場所を通知すること。
なお、意見の聴取通知書（副本）裏面の受領書を徴し、関係書類とともに免許課長に送付すること。
- 2 意見の聴取を行う公安委員会が他の公安委員会である場合
 - (1) 第4の1による連絡を受けた公安委員会は、当該事案が意見の聴取該当事案であると認めるときは、直ちに意見の聴取の期日及び場所を決定し、事案発生地を管轄する公安委員会に対し、被処分者に対する意見の聴取通知書の交付方を依頼すること。
 - (2) 依頼を受けた公安委員会は、仮停止等をした署長等に対し、依頼に係る意見の聴取通知書の交付方を指示すること。
 - (3) 指示を受けた署長等は、前記1の(2)と同じ要領で意見の聴取通知書を交付し受領

書を徴しておくこと。

- 3 警察署等には、あらかじめ都道府県名の記載をしていない公安委員会及び警察本部長用の意見の聴取通知書用紙を備え付けさせておくこと。
- 4 意見の聴取通知書の交付方について指示又は依頼を受けた署長等は、意見の聴取通知書に所要の事項を記載し、公安委員会又は警察本部長名欄に関係都道府県名を記載したものを複写で正副2通を作成し、正本は被処分者に交付し、副本は控えとして事務取り扱い者等を証明する文書として利用すること。
- 5 署長等が他の公安委員会から依頼を受けて交付する意見の聴取通知書には、別添の要領により、依頼を受けて交付するものである旨を記載して交付すること。
- 6 前記意見の聴取通知書の副本の受領書欄の記載要領は、本例規で定める様式によるものとし、別に意見の聴取通知書を作成した警察署長名及び印並びに交付担当職員の階級、氏名及び印を押印するようにすること。
- 7 前記意見の聴取通知書の副本は、第8の仮停止通知書と同時に関係公安委員会に送付すること。
- 8 仮停止等の処分事由に該当する事案が年末年始等の時期に発生し、仮停止等の期間内に意見の聴取を行うことができない場合であっても、その他の場合と同様仮停止等の処分を行い、意見の聴取の期日及び場所も、処分の通知の際に併せて行うこと。この場合において、仮停止等の期間を経過したときは、免許証等は返還しておくこと。

別記様式
(仮停止用)

1枚目(副本)

発信年月日	年 月 日 午 前後 時 分																																						
発信者		発信取扱者		受信者		受信取扱者																																	
<p>意見の聴取の通知方依頼について 通報のあった事案にかかる意見の聴取は、次の意見の聴取通知書のとおり行うことに決定しましたので貴警察署長において通知方お願いします。</p> <p>意見の聴取通知書 年 月 日 行政庁</p> <p>住所 殿 取消し あなたに対する下記の理由による免許の効力の停止に係る、道路交通法第104条第1項の規定による意見の聴取を下記のとおり行いますので通知します。</p> <p>記</p> <table border="1"><tr><td>意見の聴取の期日</td><td colspan="6">年 月 日 午前 時 分</td></tr><tr><td>意見の聴取の場所</td><td colspan="6"></td></tr><tr><td rowspan="3">処分をしようとする理由</td><td>年 月 日</td><td colspan="4">-----</td><td>点</td></tr><tr><td>年 月 日</td><td colspan="4">-----</td><td>点</td></tr><tr><td>年 月 日</td><td colspan="4">-----</td><td>点</td></tr></table>							意見の聴取の期日	年 月 日 午前 時 分						意見の聴取の場所							処分をしようとする理由	年 月 日	-----				点	年 月 日	-----				点	年 月 日	-----				点
意見の聴取の期日	年 月 日 午前 時 分																																						
意見の聴取の場所																																							
処分をしようとする理由	年 月 日	-----				点																																	
	年 月 日	-----				点																																	
	年 月 日	-----				点																																	
<p>備考</p> <p>1 あなたは意見の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出することができます。</p> <p>2 あなたが意見の聴取に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を意見の聴取の期日に出頭させ意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができますので代理人の氏名及び住所並びに代理人に意見の聴取に関する一切の手続きをすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。</p> <p>3 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは意見の聴取を行わないで処分します。</p>																																							
通知書作成 警察署長 佐賀県 警察署長 印																																							
交付担当者 階級 氏名 印																																							

裏面

受 領 書

年 月 日付けの意見の聴取通知書を確かに受け取りました。

平成 年 月 日

公安委員会 殿

住 所

氏 名



発信年月日	年 月 日 午前 時 分																																						
発信者		発信取扱者		受信者		受信取扱者																																	
<p style="text-align: center;">意見の聴取の通知方依頼について</p> <p>通報のあった事案にかかる意見の聴取は、次の意見の聴取通知書のとおり行うことに決定しましたので貴警察署長において通知方お願いします。</p> <p style="text-align: center;">意見の聴取通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 行政庁</p> <p>住所 殿</p> <p style="text-align: center;">取消し</p> <p>あなたに対する下記の理由による免許の効力の停止に係る、道路交通法第104条第1項の規定による意見の聴取を下記のとおり行いますので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>意見の聴取の期日</td> <td colspan="6">年 月 日 午前 時 分</td> </tr> <tr> <td>意見の聴取の場所</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">処分をしようとする理由</td> <td>年 月 日</td> <td colspan="4"></td> <td>点</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td colspan="4"></td> <td>点</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td colspan="4"></td> <td>点</td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> あなたは意見の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出することができます。 あなたが意見の聴取に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を意見の聴取の期日に出頭させ意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができますので、代理人の氏名及び住所並びに代理人に意見の聴取に関する一切の手続きをすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分します。 							意見の聴取の期日	年 月 日 午前 時 分						意見の聴取の場所							処分をしようとする理由	年 月 日					点	年 月 日					点	年 月 日					点
意見の聴取の期日	年 月 日 午前 時 分																																						
意見の聴取の場所																																							
処分をしようとする理由	年 月 日					点																																	
	年 月 日					点																																	
	年 月 日					点																																	

裏面

この意見の聴取の通知書は、佐賀県公安委員会の依頼により通知するものである。

年 月 日

警 察 署 長 印

別添

仮停止事案発生即報要領

1 報告、連絡要領

- (1) この即報は、発生した事案が仮停止等に該当する事案であるか否か、及び免許の取消し又は停止に該当する事案であるか否かの判断をするための資料となるものであるから、適確な判断ができる内容のものでなければならず、また事案の真相が誤りなく伝達できるものでなければならぬことに注意すること。
- (2) 報告に当たっては、まず、事案の概要を第1報し、その後事案の真相が判明するに従い、逐次報告するようにすること。
- (3) 報告終了後、既に報告した内容に変更を来す新事実を発見したときは、速やかに追加又は訂正の報告をすること。

2 様式

別記様式のとおり

3 記載要領

(1) 被処分者欄

① 本籍

被処分者の本籍地都道府県名（外国人の場合は国籍）のみを記載すること。

② 住所

事案発生時における被処分者の住所地を記載すること。

③ 免許証住所

被処分者の免許証に記載されている住所地を記載すること。

④ 職業

被処分者の職業を記載すること。

⑤ 氏名

被処分者の氏名を記載すること。

⑥ 性別

該当する性別を○で囲むこと。

⑦ 生年月日

生年月日及び満年齢を記載すること。

⑧ 免許種別

該当欄の上部に○印を付すること。

⑨ 免許証

所持する免許証の免許証番号、交付年月日及び交付公安委員会名を記載すること。

⑩ 違反車両

事案発生時に運転していた車両の種類を記載するとともに、自家用、営業用の別について○印を付すること。

(2) 処分理由欄

⑪ 発生日時

事案発生の日時を記入すること。

⑫ 発生場所

事案発生の場所及び路線名を記載すること。

⑬ 違反行為

事故原因となった違反行為名、当該違反行為に係る法の該当条項及び罰条の該当条項を記載すること。

⑭ 事故の形態

事故の形態を簡記すること。

* (記載例)

- ・ 車両相互の追越し時正面衝突
- ・ 車両相互の右折時側面衝突
- ・ 車両の単独転落
- ・ 車両対人 対面通行中衝突
- ・ 車両対人 交差点横断歩道横断中衝突

⑮ 事故原因となった違反行為の内容及び事故の概況

事故原因となった違反行為の内容及び事故の概況を簡記すること。

なお、即報の時点では、添付書類がないため、事案の内容はこの欄の記載内容が仮停止等の適否を判断する上で唯一の資料となるので、事実(証拠)に基づいて違反行為と事故との相関関係を具体的に記載するほか、

- ・ 第1当事者が相手方を発見し、衝突(接触、追突)に至るまでの当事者の動静
- ・ 事故を回避するためにとった処置(又はとれなかった状況)
- ・ 衝突(接触、追突)箇所等を簡記して事故の状況

を明確に表現すること。

* (記載例)

例1 酒酔い運転による死亡事故

被処分者は、酒に酔い(呼気1リットルあたり0.5ミリグラム以上検知)、正常な運転ができないおそれがあることを知りながら、普通乗用車を運転し、前方に対する注意を欠いて進行(時速約50キロメートル)したため、進路の左側に同一方向に向けて駐車中の普通貨物自動車を直前で発見し、危険を感じ急ブレーキをかけたがおよばず、自動車のバンパー左側で駐車車両の後部に追突し、自車の助手席に乗っていた被害者を死亡させたものである。

例2 無資格運転による死亡事故

被処分者は、自己の免許では運転できない普通乗用車を運転して進行(時速約40キロメートル)中、道路右から横断中の歩行者を約15メートル先に発見し、一時停止すべくブレーキを踏もうとしたところ、ブレーキとアクセルを踏みちがえたため、暴走し、あわててハンドルを左に切ったがおよばず、自動車の右バンパーで被害者をはねとばし、死亡させたものである。

⑩ 被害者の住所

被害者の住所を記載すること。

なお、被害者が多数ある場合は、主たる者1名について記載すること。

⑪ 被害者の職業

前記⑩に記載した被害者の職業を記載すること。

⑫ 被害者の氏名、生年月日

前記⑩に記載した被害者の氏名、生年月日及び年齢を記載すること。

⑬ 被害者の状態

該当事項の口印を○で囲むこと。

「その他」の場合には、()内に具体的にその状態を記載すること。

* (記載例)

路上作業中、路上遊戯中、屋内居住者等

⑭ 被害状況

死傷者の傷害部位、程度等を記載すること。

⑮ 不注意の程度

不注意の程度の認定については点数制度による行政処分に関する事務処理要領(平

成21年佐本運免発第81号)の別表第1「交通事故の不注意の程度の認定基準」に基づいて行うこと。

㉔ 過去1年以内の行政処分歴

免許の停止等の処分の始期が、過去1年以内にあるものを全部記載すること。

㉕ 身柄措置

身柄の措置については、該当するものの口印を○で囲み、逮捕日時、釈放日時は、それぞれの日時を記入すること。送致時における身柄措置欄は、即報時において送致済みの場合、その身柄の有無について該当する口印を○で囲むこと。

㉖ 事故時免許証携帯の有無

該当する口印を○で囲むこと。

㉗ 仮停止の期間

当該事故による仮停止の期間を記載すること。

(3) 備考欄

被処分者、被害者その他関係者の申立て事項、その他必要な事項を記載すること。

仮 停 止 事 案 発 生 即 報																					
発信年月日		年 月 日 前 後 時 分						他府県取扱者													
発信者		発信取扱者				仮 停 止 事 案 取 扱 警 察 署 名		警察署		事 件 番 号											
受信者		受信取扱者																			
被 処 分	① 本 籍	府 県		郡 市		町 村															
	② 住 所	府 県		郡 市		町 村															
	③ 免 許 証 住 所							④ 職 業													
	⑤ ふりがな 氏 名 氏名コード					⑥ 性 別		男 女		⑦ 生年月日		年 月 日 生 (年)									
⑧ 免 許 種 別	大 型	中 型	準 通	普 通	大 特 自	大 二 自	普 二 自	小 特 型	原 付	引 込	大 型	中 型	普 通	大 特 自	大 特 引	大 中 型	準 中 通	普 通	⑭ 違 反 車 両	自 家 用	営 業 用
⑨ 免 許 証	第 一 種 免 許						第 二 種 免 許			仮 免		公安委員会交付									
処 分 理 由																					
⑪ 発生日時		年 月 日 前 後 時 分 頃																			
⑫ 発生場所															路 線 名						
⑬ 違反行為		違反(法第 条第 項第 号・法第 条第 項第 号)																			
⑭ 事故の形態																					
⑮ 事故の原因 となった違反 行為の内容及 び事故の概要																					
		(目撃者 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)住所 氏名 年齢																			
被 害 者	⑯ 住 所														⑰ 職 業						
	⑱ 氏名・生年月日														年 月 日 生 (歳)						
被 害 状 況	⑲ 被害者の状態	<input type="checkbox"/> 歩行者 <input type="checkbox"/> 同乗者 <input type="checkbox"/> 被害車両の運転者 <input type="checkbox"/> 被害車両の同乗者 <input type="checkbox"/> その他()																			
	人員等	死亡	負 傷 重 傷 (30日以上)		負 傷 軽 傷 (30日未満)		治 療 日 数 計	物 損 (車 両、 家 屋 そ の 他)		⑳ 不 注 意 の 程 度		重 い 軽 い									
⑳ 過去1年以内の 行政処分歴	処 分 年 月 日		処 分 日 数		処 分 種		短 縮 日 数														
	・						日														
	・						日														
㉑ 身 柄 措 置	<input type="checkbox"/> 身柄不拘束 <input type="checkbox"/> 現行犯逮捕 <input type="checkbox"/> 通常逮捕 <input type="checkbox"/> 緊急逮捕																				
	逮捕日時		年 月 日 前 後 時 分		送 致 時 に お け る 身 柄 措 置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無														
	釈放日時		年 月 日 前 後 時 分																		
㉒ 事故時免許証携帯の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																			
㉓ 仮 停 止 の 期 間		月 日 から 月 日 まで (日 間)																			
備 考	意見の聴取の期日				意見の聴取の場所				意見の聴取を行う行政庁												
	月 日 前 後 時								公安委員会 (警察本部長)												